

死亡に伴い市役所に返納・届出・相談が必要なもの

常陸大宮市役所 0295-52-1111 (代表)

下記該当のものをご持参のうえ、後日手続きをお願いいたします。

記

各支所でも受付けています。手続きの際は、認印をお持ちください。

担 当 課	返 納 す る も の
医 療 保 険 課	国民健康保険被保険者証（国保加入の方）
	後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）
	㊦ 医療受給者証
	年金証書
	・ 国民年金受給の場合は市役所へ
	・ 厚生年金受給の場合は年金事務所へ
長 寿 福 祉 課	介護保険被保険者証
	介護保険負担割合証
	負担限度額認定証（該当者）
	緊急通報システム機器（設置者） ※各自撤去いただき、返納または長寿福祉課へ撤去の依頼をしてください。
市 民 課	印鑑登録証（該当者）
	住民基本台帳カード（該当者）
社 会 福 祉 課	身体障害者手帳（障害者該当者）
	療育手帳（障害者該当者）
	その他、障害を事由として交付されている手帳など

※ 戸籍に死亡の記載が完了するには、1週間程度かかります。

税 務 徴 収 課	死亡された方の税金に関する各種届出や、今後の納付方法等についてご相談ください。
地 域 創 生 課	一人暮らしの方が死亡した際、当該住所で引き続き班のお付き合いをされる場合には手続きが必要となりますので、詳しくはご相談ください。
農 林 振 興 課	森林の土地の所有者届出書 ※相続により森林の土地を取得した場合は届出をしてください。

死亡された方が上下水道の所有者、使用者になっていた場合、下記の届出が必要になります。
常陸大宮市水道管理事務所（宇留野3030）または、各支所で手続きをお願いいたします。

担 当 課	届 出 が 必 要 な も の
水道お客さまセンター (0295-52-0427)	水道使用者等氏名等(名称・住所)変更届
	給水装置所有権取得届(新所有者の実印を押印) ※新所有者の印鑑証明書が1通必要になります。
	下水道使用者等変更届出 ※公共下水道または農業集落排水の排水設備等の所有者 ※公共下水道または農業集落排水に加入し「井戸水」（水道との併用含む）の使用者 ※市で設置した戸別浄化槽（使用料を毎月市へ支払っている浄化槽）の使用者